

令和6年(2024年)11月6日
健康福祉部 地域医療推進課

国民健康保険診療所特別会計における 消費税の未申告について

国民健康保険診療所特別会計において、本来行うべき消費税の申告を怠り、未納となっていたことが判明しましたのでお知らせします。

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びします。

■概要

湖南市国民健康保険診療所特別会計において、消費税の納税義務はないとの認識からこれまで申告を行っていませんでしたが、令和6年2月に厚生労働省から令和3年度新型コロナウイルス感染症感染防止・医療提供体制確保支援補助金に係る「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額申告書の提出について」の通知を受け、確認しましたところ、今回、課税事業所として消費税の申告および納税義務があることが判明し、令和元年度から令和4年度の消費税および無申告加算税、延滞税と令和5年度の消費税を納付することとなりました。

令和5年度分につきましては、9月末に282万円8,200円を納付し、令和4年度以前分につきましては、11月5日に1,566万3,200円を納付しました。また、無申告加算税、延滞税につきましては税務署から通知があり金額が確定次第納付する予定です。

■要因

職員の特別会計における消費税に対する認識が不足していたことによるもの。

- ・特別会計は、一般会計同様、消費税の課税事業所ではないという認識であった。
- ・課税売上高が課税仕入高を下回っている。予防接種や健康診断料等の課税売上高が1,000万円を超えることはないと思い、消費税の納税義務は発生しないという認識であった。

■再発防止について

今回の事案は消費税に対する職員の認識不足が原因であることから、制度の導入や改正等の際には、関係法令の解釈通知や制度内容等を把握し、職員間での情報共有を徹底する。

■問い合わせ

担当課名：健康福祉部 地域医療推進課

担当者名：川崎

(電話) 0748-76-4771

(FAX) 0748-72-1481

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

